

## 家屋の改造や解体に伴う水道課への届出のお願い

家屋の改造、解体または外溝工事などにより、給水装置（お客様の家に配管されている水道管）が破損する漏水事故などのトラブルを防ぐため、それらの工事に伴い、**給水装置の改造や撤去を行う場合は、飯田市指定給水装置工事事業者を通じて、事前に届出（工事申請）が必要**です。

### 【工事を行う前に】

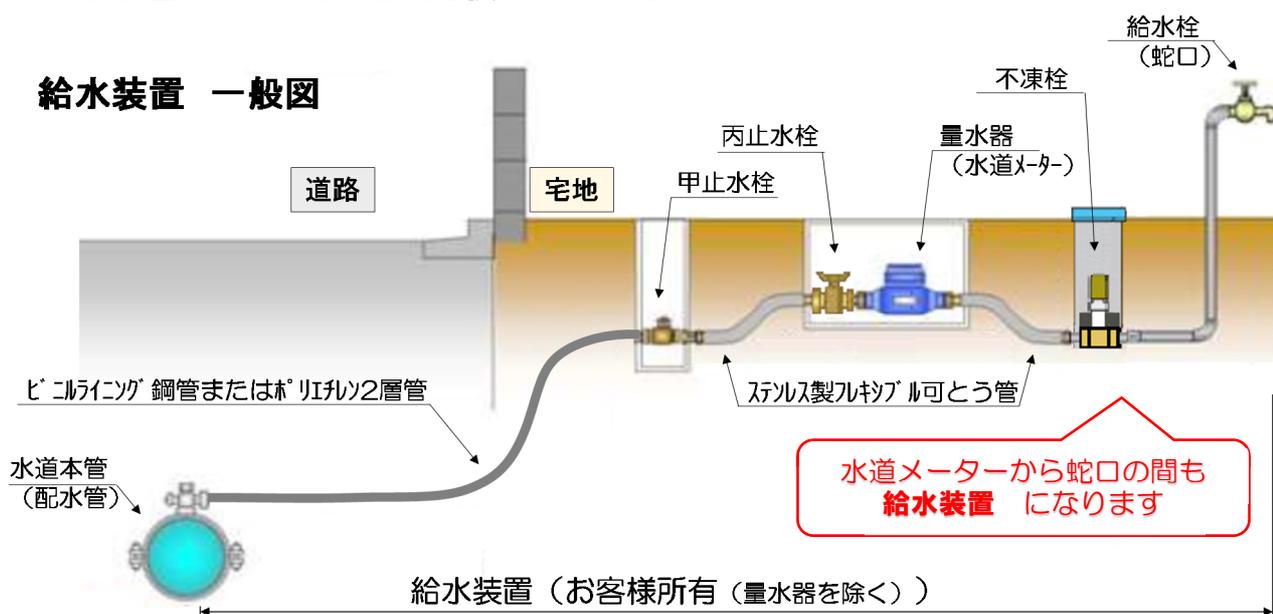
- 敷地内に上水道が引き込みされているのか、または使用中なのかを、土地や建物の所有者など工事を依頼した方に確認し、引き込みされている場合は、**給水装置の配管位置を必ず確認**してください。  
※給水装置の所有者でなければ、原則、水道局で所有する宅内配管図は閲覧できませんので、施工業者の方が閲覧するには、委任状が必要となります。
- 工事などにより、**既存の給水装置を改変する場合は、飯田市指定給水装置工事事業者に相談**してください。
- また、既存の給水装置を改変しないが**安全のために止水しておく場合は、止水栓やメーターボックスを現地を確認し、止水栓が正常に機能するのか確認**をしてください。

### 【施工当日】

- 作業員に給水装置の位置を確認させると共に、破損することがないように**慎重に施工**してください。
- 宅内配管は、浅いところに埋設されている場合があるので注意してください。

### 【給水装置が破損した場合】

- 誤って給水管を破損させた場合は、**速やかに水道課へ連絡**をすると共に、**飯田市指定給水装置工事事業者に復旧を依頼**してください。



### 【問い合わせ先】

飯田市上下水道局 水道課 給水係 電話：0265-22-4511（内線 2275）